

抗認知症薬の薬剤料の推移等について

保険局調査課
(令和元年6月)

2013年4月～2018年3月調剤分(2013年5月～2018年4月審査分の調剤レセプト(電算処理分)を分析し、抗認知症薬の薬剤料の推移、投薬日数の分布等を集計した。本分析に関する詳細データについては、下記URLにて公表する。

(https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryohoken/database/zenpan/xls/cyouzai_doukou_topics_r1_06-2.xls)

集計対象、集計方法などについて

(1) 集計対象

2013年4月～2018年3月調剤分(2013年5月～2018年4月審査分)の調剤レセプト

(2) 集計方法

- ① 調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から薬剤料及び規格単位数量を集計。これを年齢階級別^(※1)、都道府県別に処方箋枚数(受付回数)^(※2)で除し、処方箋1枚当たり薬剤料を算出。
- ② 処方箋枚数(受付回数)を用いて行った年齢調整後の処方箋1枚当たり薬剤料を算出。年齢調整前と後の地域差指数を算出。地域差指数の全国平均からの乖離(地域差指数-1)に対する寄与度を算出。
- ③ 薬価基準告示上の規格単位毎に数えた数量で薬剤料を除し、平均薬価を算出。
- ④ 投薬日数^(※3)の分布及び推移を算出。

※1 値の欠損があったため、本分析においては一部を除いて0歳以上60歳未満の値は合計して1つの年齢階級としている。

※2 調剤報酬明細書の「受付回数」欄に記録された処方箋受付回数をいう。

※3 投薬日数の算出にあたっては、内服薬のみを集計の対象としている。

(3) 抗認知症薬の集計対象範囲

薬効中分類119に該当する医薬品のうち、一般名がドネペジル塩酸塩、メマンチン塩酸塩、ガランタミン臭化水素酸塩、リバスチグミンのいずれかに該当するもの

集計対象、集計方法などについて

(4) 処方箋枚数(受付回数)を用いた年齢調整の方法

N_i : 全国の年齢階級 i の処方箋枚数(受付回数)

N : 全国の処方箋枚数(受付回数)

a_i : 各都道府県の年齢階級 i の処方箋1枚当たり抗認知症薬薬剤料

A_i : 全国の年齢階級 i の処方箋1枚当たり抗認知症薬薬剤料

(年齢調整後の処方箋1枚当たり薬剤料)

= (仮に当該地域の処方箋枚数の構成が全国平均と同じだとした場合の処方箋1枚当たり薬剤料)

$$= \frac{(\sum_i N_i \cdot a_i)}{N}$$

(地域差指数(年齢調整後))

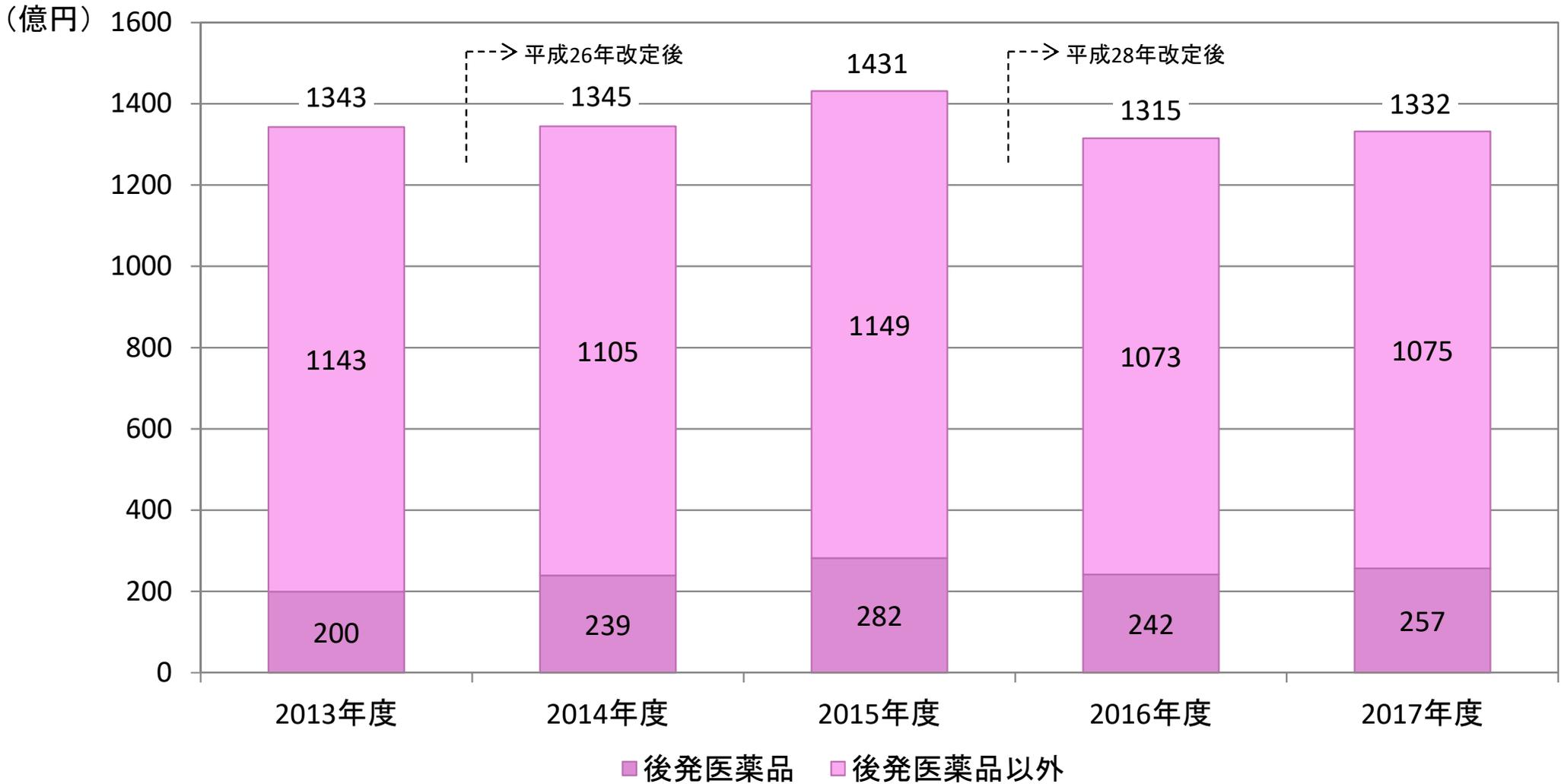
$$= \frac{(\text{年齢調整後の処方箋1枚当たり抗認知症薬薬剤料})}{(\text{全国平均の処方箋1枚当たり抗認知症薬薬剤料})} = \frac{(\sum_i N_i \cdot a_i)/N}{(\sum_i N_i \cdot A_i)/N} = \frac{\sum_{i,j} N_i \cdot a_i}{\sum_{i,j} N_i \cdot A_i}$$

(5) 注意事項

- ・ 次ページ以降に記載されている「改定」とは、二年に一度行うこととされている診療報酬点数等の改定を指す。
- ・ 「後発医薬品」には、先発医薬品と同額又は薬価が高いものや、昭和42年以前に承認・薬価収載された医薬品は含まれていない。詳細は、厚生労働省HPにおける『薬価基準収載品目リスト及び後発医薬品に関する情報について』を参照すること。

抗認知症薬の薬剤料の推移

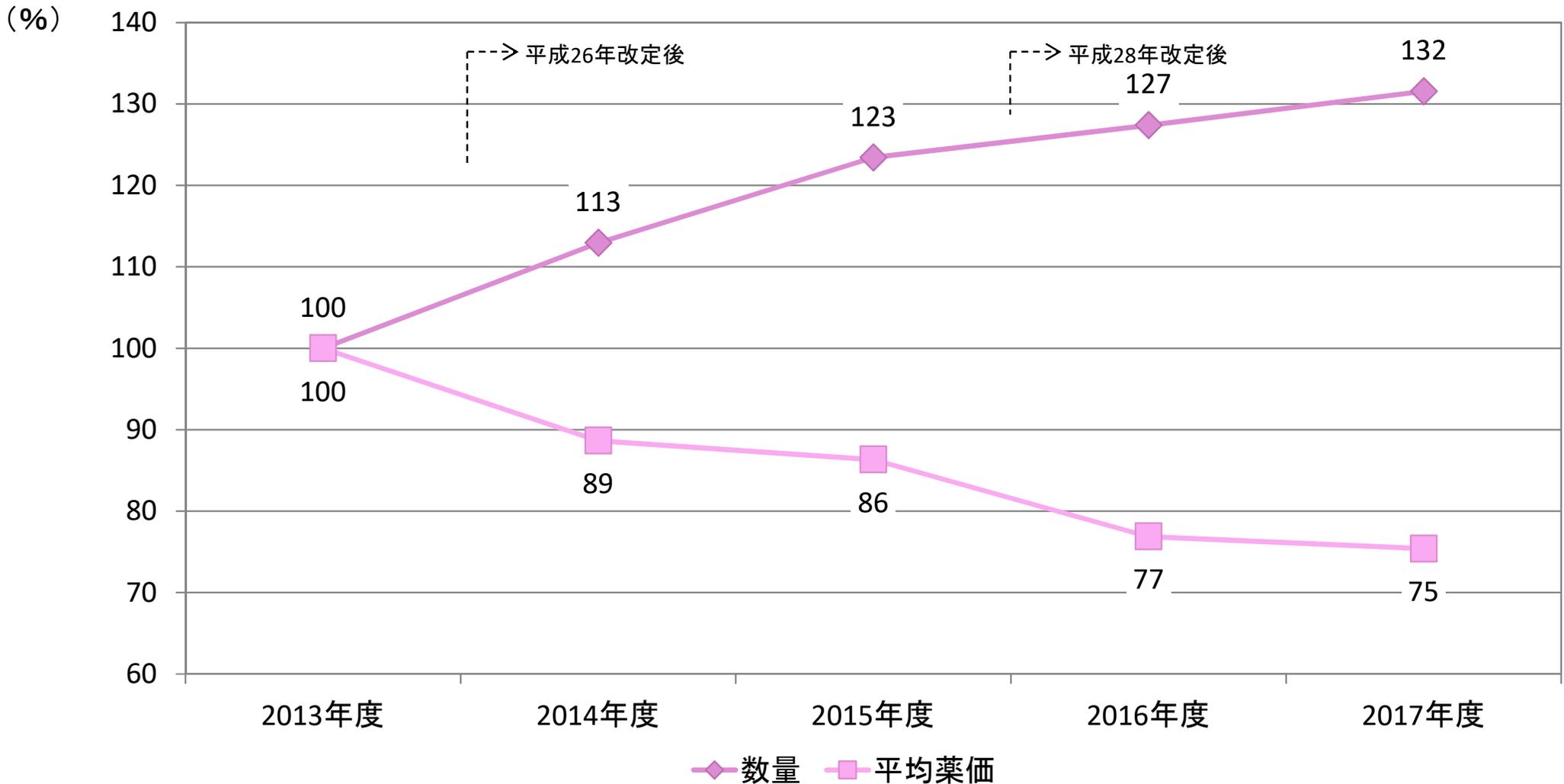
○ 2013年度以降の抗認知症薬の薬剤料の推移を見ると、後発医薬品・後発医薬品以外の医薬品のどちらも上下している。



注)「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

抗認知症薬の数量と平均薬価の推移

○ 2013年度以降の抗認知症薬の数量と平均薬価の推移を見ると、数量は上昇傾向にあるが、平均薬価は低下傾向にある。

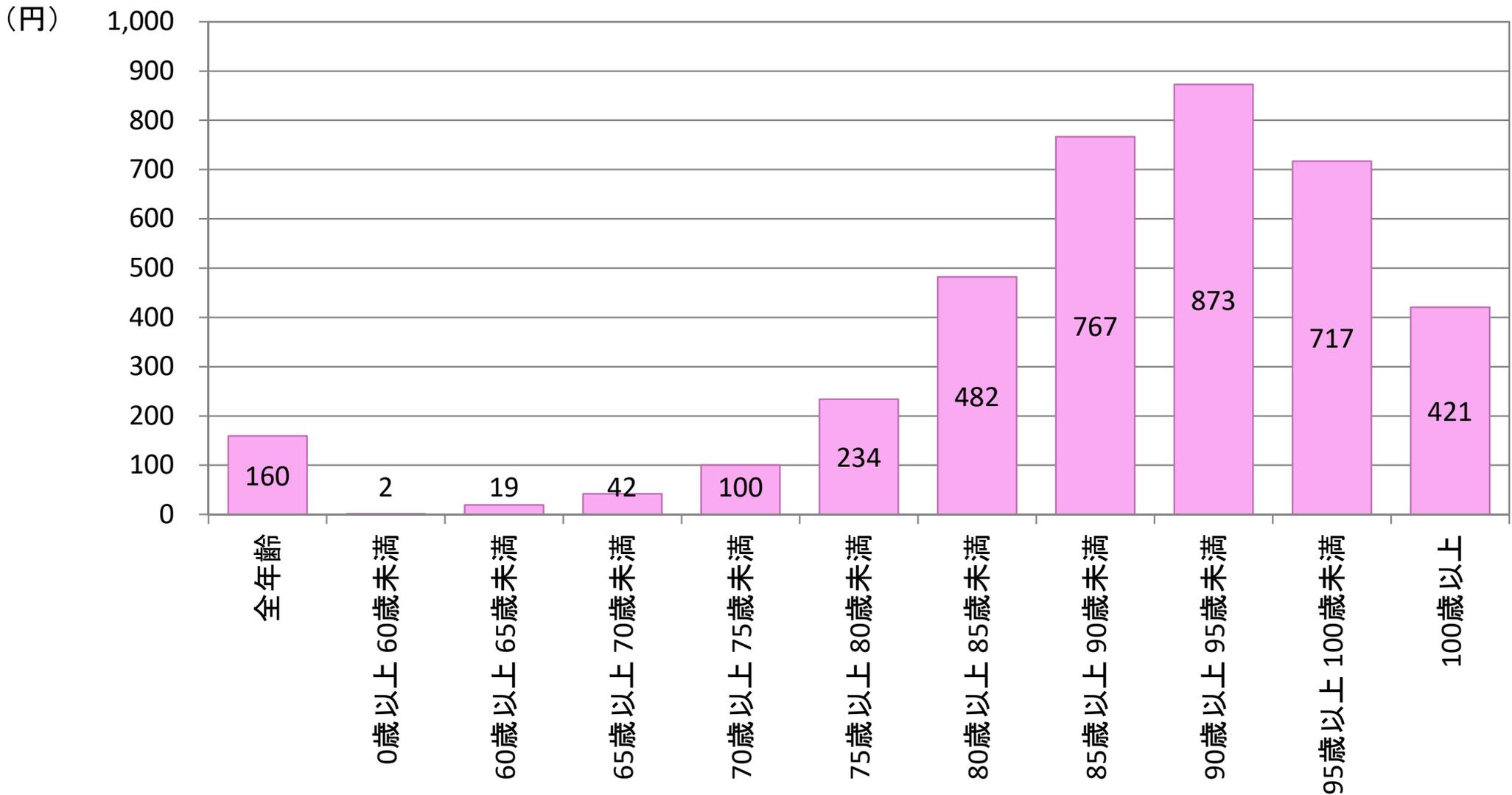


注1) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注2) 「平均薬価」とは、薬剤料の合計を数量の合計で除した値をいう。

注3) 2013年度の数量、平均薬価をそれぞれ100とした場合の推移を示したものである。

年齢階級別処方箋1枚当たり抗認知症薬の薬剤料（2017年度）



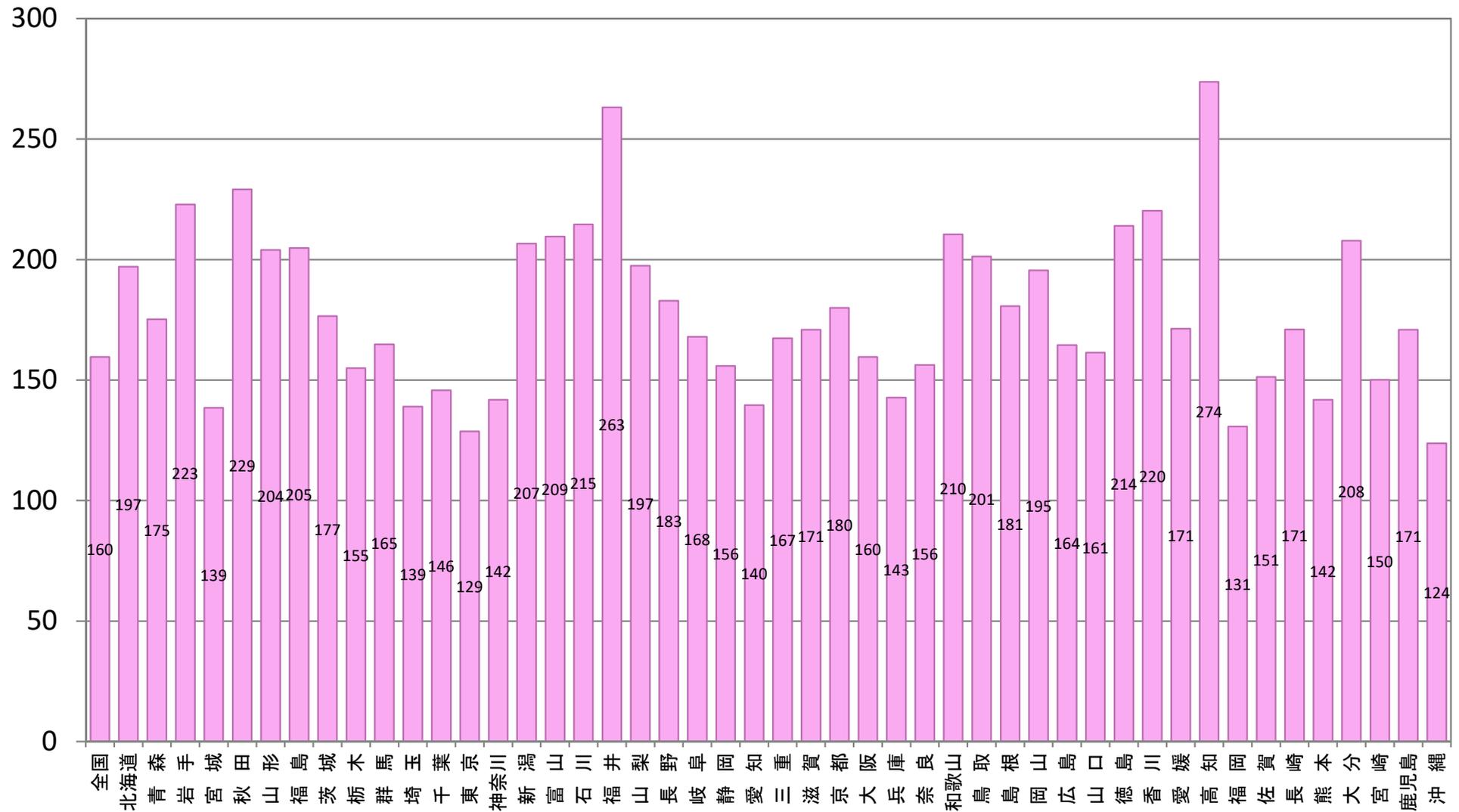
注1) 年齢を5歳ごとに区切り、集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗認知症薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋1枚当たり抗認知症薬の薬剤料（2017年度）

(円)

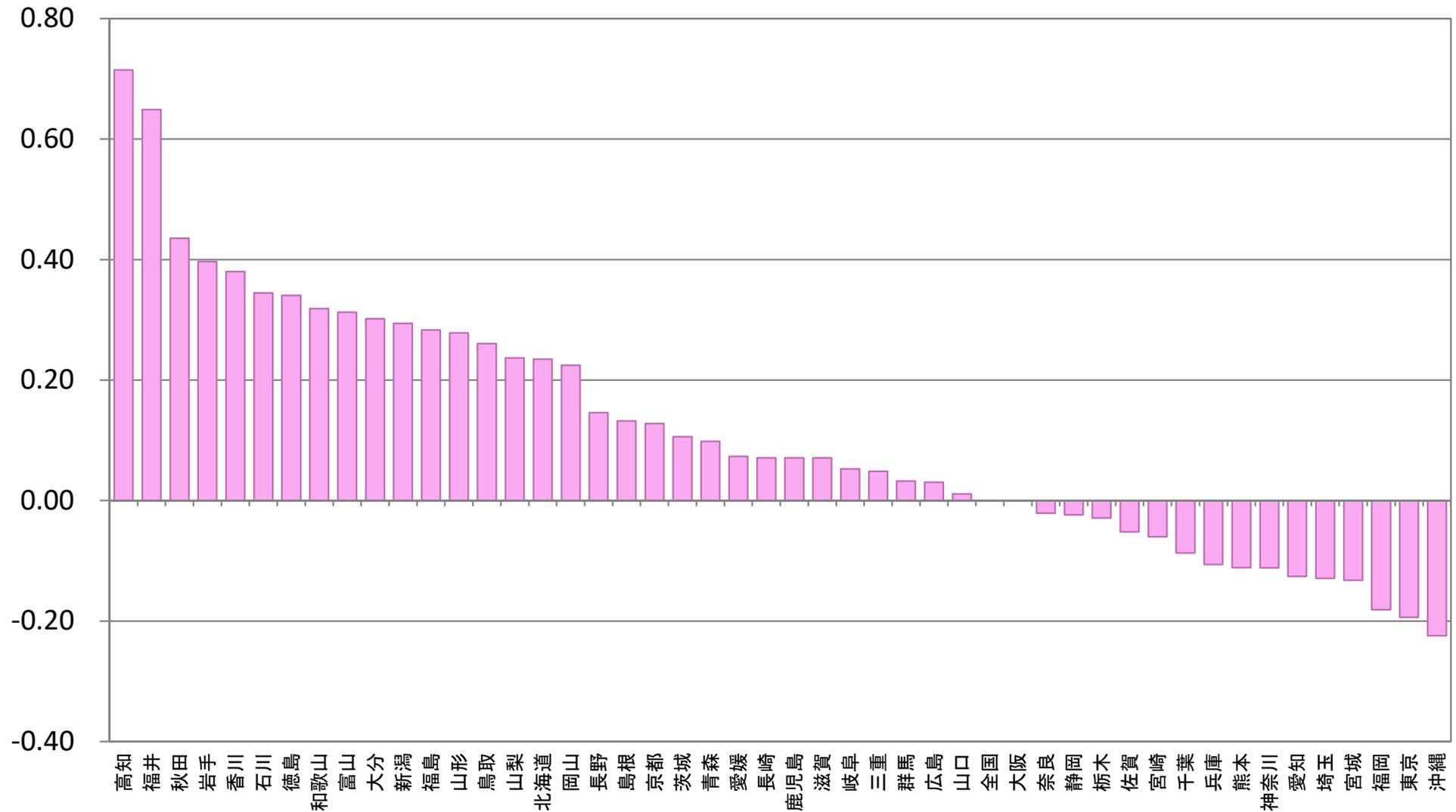


注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗認知症薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

都道府県別処方箋 1 枚当たり抗認知症薬の 薬剤料の地域差指数（年齢調整前）（2017年度）



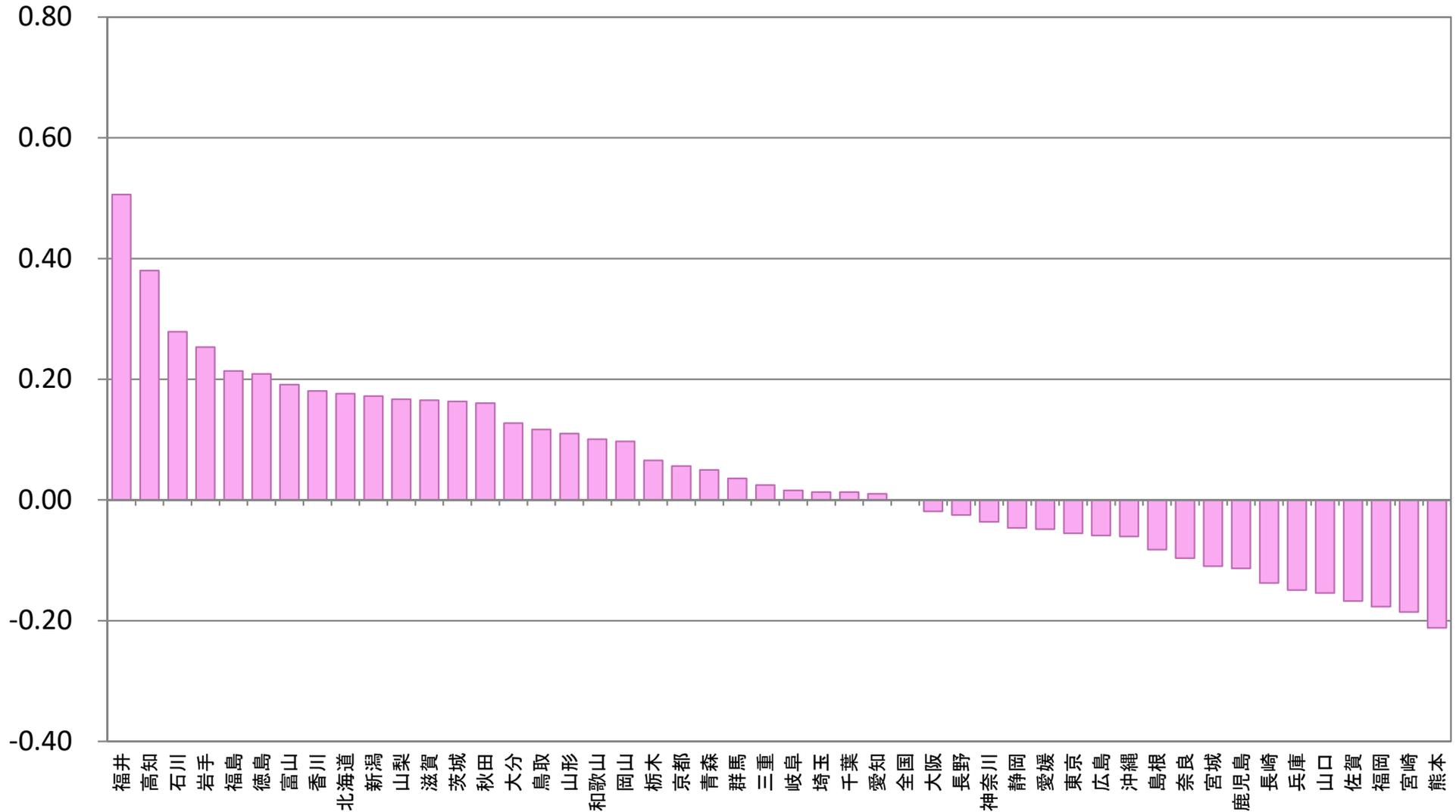
注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗認知症薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」を表示している。

都道府県別処方箋1枚当たり抗認知症薬の 薬剤料の地域差指数（年齢調整後）（2017年度）



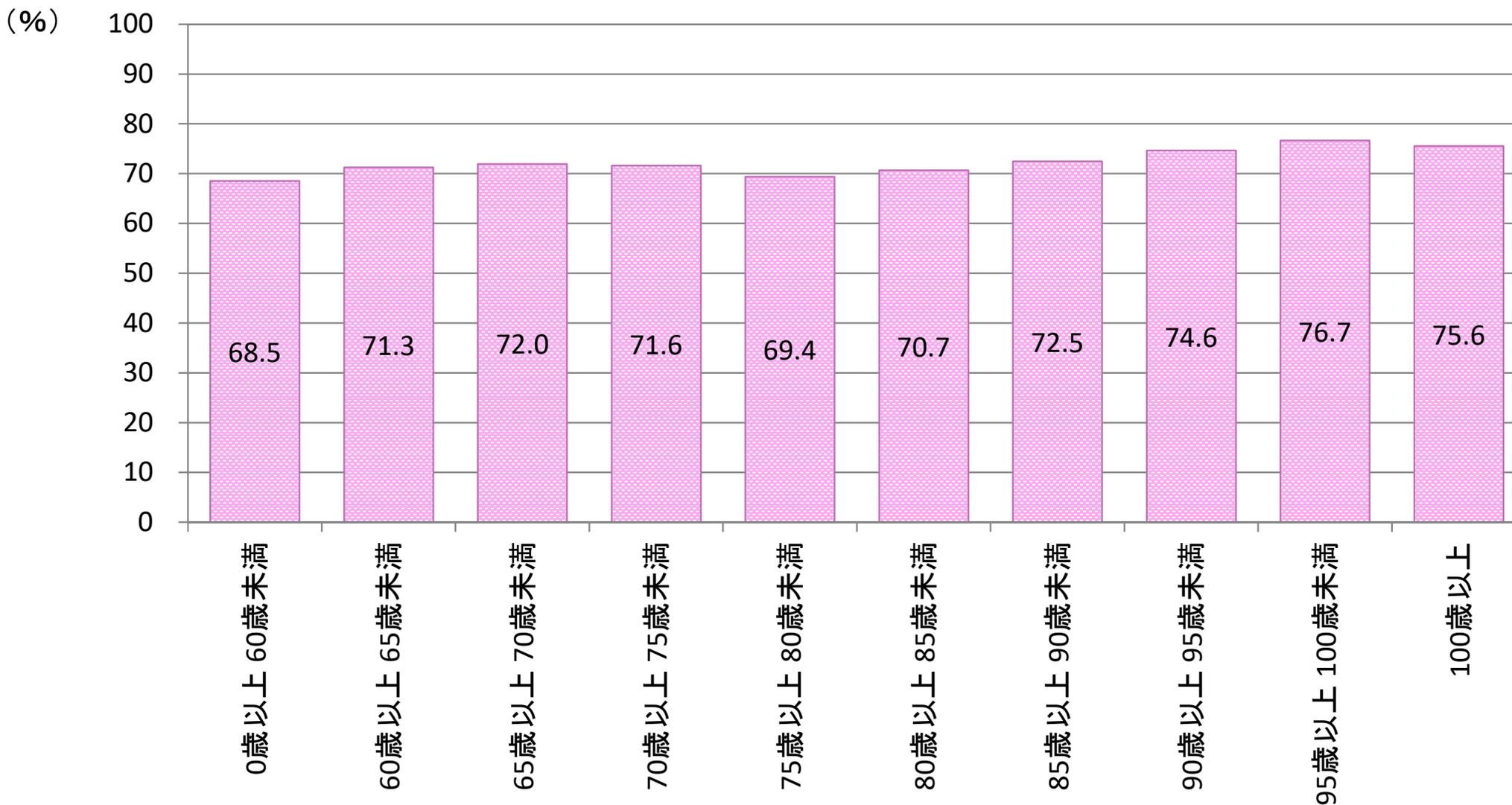
注1) 保険薬局の所在する都道府県ごとに集計したものである。

注2) 「薬剤料」とは、調剤報酬明細書の「処方」欄に記録された用量、「調剤数量」欄に記録された調剤数量及び薬価から算出した薬剤料である。

注3) 処方箋枚数(受付回数)には、抗認知症薬以外の医薬品が調剤された処方箋も含んでいることに注意が必要である。

注4) 「(処方箋1枚当たり薬剤料に係る全国平均に対する都道府県値の割合) - 1」の年齢調整後の「(地域差指数) - 1」を表示している。

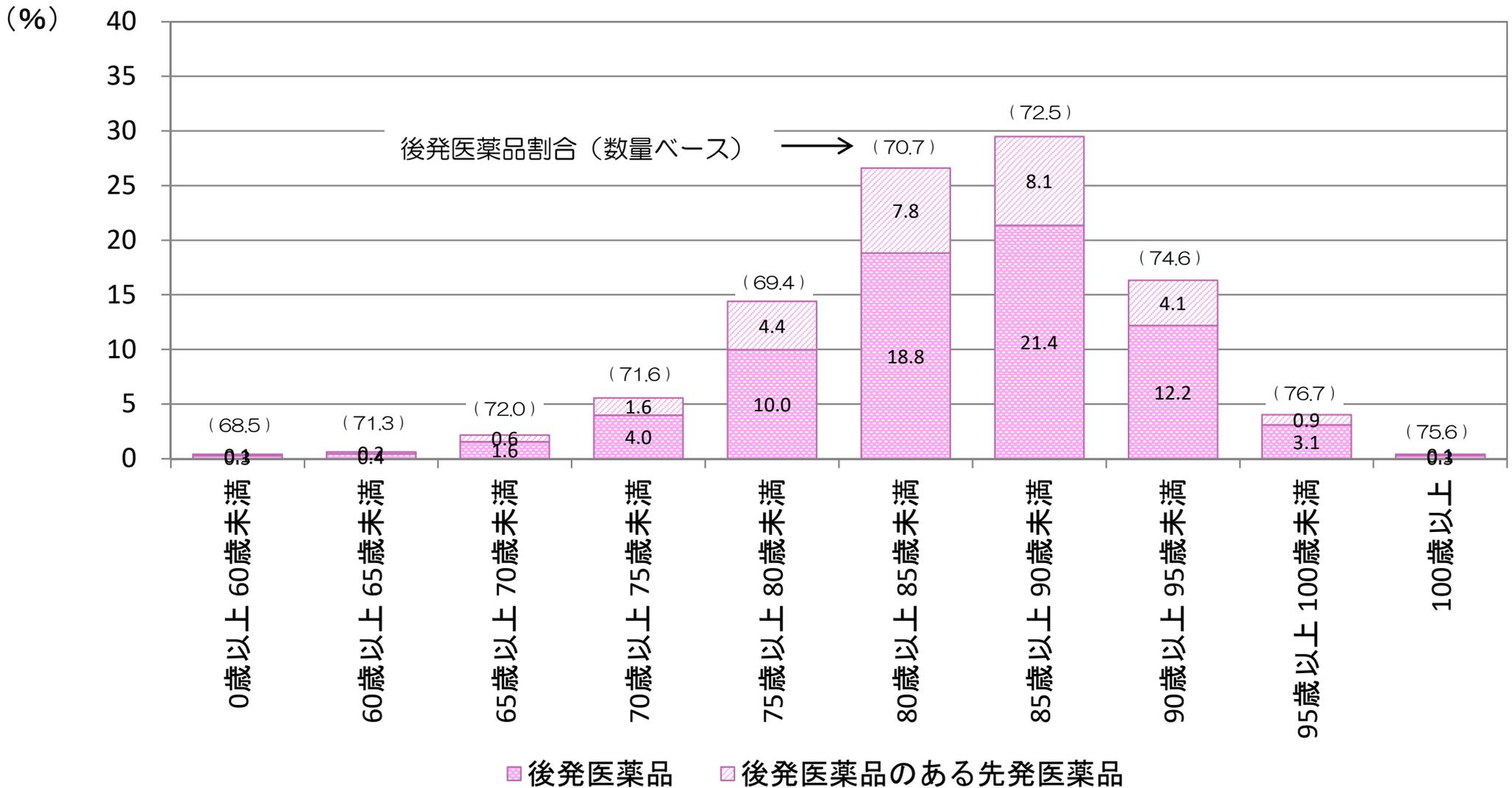
年齢階級別抗認知症薬の 後発医薬品割合（数量ベース）（2018年3月）



注1) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注2) 「後発医薬品割合(数量ベース)」は、
$$\frac{\text{後発医薬品の数量}}{([\text{後発医薬品のある先発医薬品の数量}] + [\text{後発医薬品の数量}])}$$
で算出している。

年齢階級別抗認知症薬の 後発医薬品割合（数量ベース）の算出対象となる薬剤数量の構成比（2018年3月）



注1) 抗認知症薬全数量（〔後発医薬品の数量〕+〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕）に対する年齢階級別のシェアを示したものであり、全数量を100(%)としたときの年齢階級別の数量をそれぞれ棒グラフで表示している。

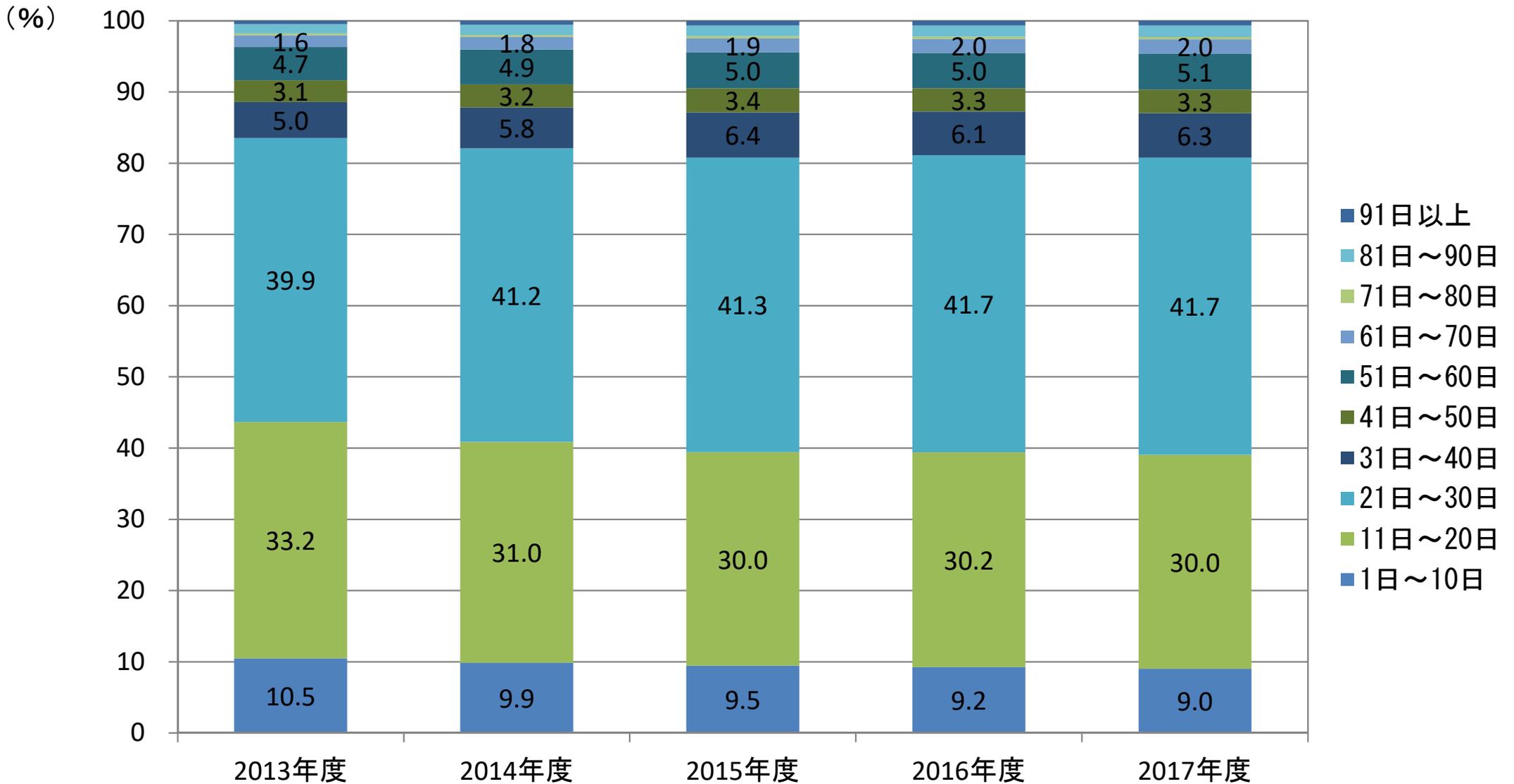
注2) 「数量」とは、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えた数量をいう。

注3) 「後発医薬品割合（数量ベース）」は、〔後発医薬品の数量〕/〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕+〔後発医薬品の数量〕で算出している。

抗認知症薬の投薬日数の分布（2017年度）



抗認知症薬の投薬日数の分布の推移



注1) 内服薬のみを集計対象としている。

注2) 「投薬日数」とは、調剤報酬明細書の「調剤数量」欄に記録された調剤数量である。

注3) 調剤された医薬品毎の投薬日数(調剤数量)の分布の推移を示したものである。

本分析に関する詳細データのURL:

https://www.mhlw.go.jp/bunya/iryohoken/database/zenpan/xls/cyouzai_doukou_topics_r1_06-2.xls

【詳細データの内容】

- 詳細表Ⅰ 抗認知症薬年齢階級別薬剤料等(2013年度～2017年度)
- 詳細表Ⅱ 抗認知症薬都道府県別薬剤料等(2013年度～2017年度)
- 詳細表Ⅲ 抗認知症薬年齢階級別都道府県別薬剤料(2017年度)
- 詳細表Ⅳ 抗認知症薬年齢階級別都道府県別後発医薬品割合(数量ベース)(2018年3月)
- 詳細表Ⅴ 抗認知症薬数量構成比(2018年3月)
- 詳細表Ⅵ 抗認知症薬投薬日数分布推移(2013年度～2017年度)
- 詳細表Ⅶ 年齢階級別都道府県別処方箋枚数(受付回数)(2013年度～2017年度)
- 詳細表Ⅷ 年齢調整前後処方箋1枚当たり抗認知症薬薬剤料の地域差指数(2017年度)